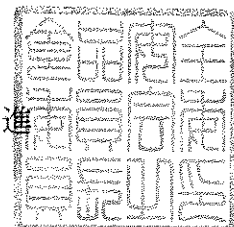




府食第929号
平成26年12月2日

農林水産大臣
西川 公也 殿

食品安全委員会
委員長 熊谷 進



食品健康影響評価の結果の通知について

平成26年8月8日付け26消安第2457号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた飼料「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統」に係る食品健康影響評価の結果は下記のとおりですので、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第23条第2項の規定に基づき通知します。

なお、食品健康影響評価の詳細は別添のとおりです。

記

「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ81419系統」については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成16年5月6日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成16年1月29日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

遺伝子組換え食品等評価書

チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネー
ト耐性ダイズ 81419 系統

2014年12月

食品安全委員会

<審議の経緯>

- 2014年8月8日 農林水産大臣から遺伝子組換え飼料の安全性に係る食品健康影響評価について要請（26消安第2457号）、関係書類の接受
- 2014年8月19日 第526回食品安全委員会（要請事項説明）
- 2014年9月5日 第130回遺伝子組換え食品等専門調査会
- 2014年11月27日 遺伝子組換え食品等専門調査会座長から食品安全委員会委員長へ報告
- 2014年12月2日 第540回食品安全委員会（報告）
（同日付け農林水産大臣に通知）

<食品安全委員会委員名簿>

熊谷 進（委員長）
佐藤 洋（委員長代理）
山添 康（委員長代理）
三森国敏（委員長代理）
石井克枝
上安平冽子
村田容常

<食品安全委員会遺伝子組換え食品等専門調査会専門委員名簿>

澤田純一（座長）
小関良宏（座長代理）
宇理須厚雄 手島玲子
岡田由美子 中島春紫
橘田和美 飯 哲夫
児玉浩明 和久井信
近藤一成

要 約

「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統」について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を実施した。

本系統は、*Bacillus thuringiensis* subsp. *aizawai* PS811 株及び *B. thuringiensis* subsp. *berliner* 1715 株に由来する改変 *cry1F* 遺伝子並びに *B. thuringiensis* subsp. *kurstaki* HD73 株、*B. thuringiensis* subsp. *aizawai* PS811 株及び *B. thuringiensis* subsp. *berliner* 1715 株に由来する改変 *cry1Ac* 遺伝子を導入して作出されており、改変 Cry1F タンパク質及び改変 Cry1Ac タンパク質を発現することでチョウ目害虫の影響を受けずに生育できるとされている。また、選抜マーカーとして利用するために、*Streptomyces viridochromogenes* に由来する改変ホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼ遺伝子（改変 *pat* 遺伝子）が導入されており、PAT タンパク質を発現することで除草剤グルホシネートに対する耐性が付与されている。

本系統は、新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。

I. 評価対象飼料の概要

名称：チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統
性質：チョウ目害虫抵抗性、除草剤グルホシネート耐性
申請者：ダウ・ケミカル日本株式会社
開発者：Dow AgroSciences LLC（米国）

「チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性ダイズ 81419 系統」（以下「ダイズ 81419」という。）は、*Bacillus thuringiensis* subsp. *aizawai* PS811 株及び *B. thuringiensis* subsp. *berliner* 1715 株に由来する改変 *cry1F* 遺伝子並びに *B. thuringiensis* subsp. *kurstaki* HD73 株、*B. thuringiensis* subsp. *aizawai* PS811 株及び *B. thuringiensis* subsp. *berliner* 1715 株に由来する改変 *cry1Ac* 遺伝子を導入して作出されており、改変 *Cry1F* タンパク質及び改変 *Cry1Ac* タンパク質を発現することでチョウ目害虫の影響を受けずに生育できるとされている。また、選抜マーカーとして利用するために、*Streptomyces viridochromogenes* に由来する改変ホスフィノスリシンアセチルトランスフェラーゼ遺伝子（改変 *pat* 遺伝子）が導入されており、*PAT* タンパク質を発現することで除草剤グルホシネートに対する耐性が付与されている。

II. 食品健康影響評価

1. ダイズ 81419 には、チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネートに対する耐性の形質が付与されている。遺伝子組換え作物を飼料として用いた動物の飼養試験において、挿入された遺伝子又は当該遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまで報告されていない。

2. ダイズ 81419 は、平成 26 年 11 月 25 日付け府食 908 号で、食品安全委員会において、「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に基づき、食品としての安全性評価を終了しており、ヒトの健康を損なうおそれがないと判断している。

上記 1 及び 2 を考慮したところ、ダイズ 81419 に新たな有害物質が生成されることはないため、肉、乳、卵等の畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられない。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性や家畜の代謝系に作用し、新たな有害物質が生成される可能性は考えられない。

以上のことから、ダイズ 81419 については、「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」（平成 16 年 5 月 6 日食品安全委員会決定）に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」（平成 16 年 1 月 29 日食品安全委員会決定）に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断した。